

第37回東北総合体育大会 奥州に繰り広げられた熱い戦い

第37回東北総合体育大会（ミニ国体）が8月20日から22日にかけて県内16市町で25競技が行われました。そのうち、ボクシング、バスケットボール、ウエイトリフティング、馬術が奥州市で行われ、選手たちの熱い戦いが繰り広げられました。

ボクシング、少年男子ライト級では、水沢農業高校3年の小野寺和紀選手が、同フライ級では水沢第一高校3年の佐々木健介選手が見事優勝。



鋭いパンチを繰り出す小野寺選手

ウエイトリフティング、少年の部56kg級では、岩谷堂高校2年の艾幸太選手が6月に行われた東北高等学校選手権に続いて優勝を成し遂げました。

3選手は、9月25

日国から千葉県で開催される、第65回国民体育大会へ出場します。岩手の代表として全国の強豪選手たちと、さらなる熱い戦いが行われることが期待されます。

8月20日には、江刺中央体育館で全国中学生ウエイトリフティング競技選手権大会が行われました。地元から9選手が出場し、中学生女子44kg級では江刺第一中学校2年の菊池かのん選手が大会新記録で優勝。

来年7月は北東北インターハイ、平成28年には国体が本市で開催されます。地元選手が全国で活躍する姿を応援しましょう。



堂々たる試技を行う菊池選手

国際姉妹都市交流派遣事業 海外にできたもう一つの家族

青少年交換交流派遣団は8月19日から27日にかけて、オーストリア共和国のロイテ市とブライデンヴァング市を訪れました。両市との姉妹都市交流は旧江刺市時代から続いており、この交流派遣事業はことして16回目を数えます。

水沢第一高校から半田理紗さん（3年）、水沢高校から田村みなみさん（2年）、梶尾未来さん（2年）、鈴木貴大さん（2年）の4人が派遣団員として本事業に参加。

今回の派遣に先立って、7月にはロイテ市とブライデンヴァング市から4人の子どもたちが本市を訪れ、交流を深めていたことから、すでにお互いの気心が知れている中で今回の派遣に臨みました。

「生活習慣、景色、人柄などすべてが日本と違っていた。今回の派遣を経験して、視野が広がった」と興奮気味に話す4人の高校生たち。最初から最後まで楽しい時間を過ごし、ホームシックにもならなかったようですが、一番恋しかったのはやはり日本食だったよう

です。高校生らは「ホストファミリーとは本当の家族のような強いきずなが生まれ、海を越え、遠く離れた国にもう一つの家族ができた」と喜んでいました。

こうした活動を通じて両市との交流と理解がさらに深まっていくことが期待されます。



ホストファミリーと大自然の中で記念撮影

健康増進課からのお知らせ

国保被保険者証の更新と変更時の手続き

現在、皆さんが持っている国民健康保険被保険者証の有効期限は9月30日までとなっています。

新しい被保険者証は、クレジットカードなどと同じ大きさのもので、1人につき1枚交付します。9月下旬に各世帯へ郵送しますので、注意事項をよく読んで使用してください。

国民健康保険に加入したり脱退したりする場合は、市の窓口で手続きが必要です。それぞれのケースごとに必要書類を準備の上、14日以内に手続きを行ってください。

◇国保に加入する場合（社会保険などを脱退したとき）

- ・社会保険の資格喪失証明書
- ・印鑑
- ・年金手帳または年金証書

◇国保を脱退する場合（社会保険などに加入したとき）

- ・社会保険被保険者証（加入者全員分）
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・年金手帳

国民健康保険被保険者証		有効期限 平成00年00月00日
記号番号 000000		
氏名	オウシュウ タロウ	
生年月日	奥州 太郎	性別 男
世帯主名	昭和00年00月00日	
住所	奥州 太郎	
岩手県奥州市水沢区大手町一丁目1番地		
資格取得年月日	平成00年00月00日	
交付年月日	平成00年00月00日	
保険者番号	000000	保険者名 奥州市
岩手県奥州市水沢区大手町一丁目1番地 電話 0197-24-2111(代)		

クレジットカードと同じ大きさの被保険者証

◇被保険者証の再発行（被保険者証をなくしたとき）

- ・運転免許証など身分を証明するもの

特別の事情がなく国民健康保険税を滞納していると、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費の全額をいったん自己負担する「被保険者資格証明書」を交付することもあります。納税が困難な人は、本庁収納課（内線 334 ～ 337）にご相談ください

本庁健康増進課国保係（内線 242）
各総合支所国民健康保険担当課

ひとり親家庭医療費助成制度

母子家庭、父子家庭医療費助成制度の名称が10月1日からひとり親家庭医療費助成制度に変わります。受給者証の変更の手続きをする必要はありませんので、ご安心ください。

◇母子家庭医療費受給者証をお持ちの場合

お手元の医療費受給者証（ピンク）、医療費助成給付申請書（青）は今までどおり使うことができます。

◇父子家庭医療費受給者証をお持ちの場合

現在お使いの医療費受給者証の有効期限は9月30日までとなっています。10月1日からは受給者証の番号が変わります。また、医療費助成給付申請書もグレーから青色に変わります。対象者へ新しい医療費受給者証、助成給付申請書（青）を9月末に郵送します。

※青色の医療費助成給付申請書は㊟、㊠のどちらの用紙でも医療機関に提出することができます

◇ご確認ください

乳幼児、妊娠婦、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、寡婦医療費助成制度の認定を受けている人は、次の変更があった場合に手続きが必要です。

◎住所、氏名、健康保険証などの届け出事項に変更があったとき（保険証の記号番号のみの変更も含む）

◎重度心身障害者医療費助成を受けている人で、認定要件に変更があったとき

※身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級に該当する人が認定の対象となっています

本庁健康増進課医療給付係（内線 246）
各総合支所医療費助成事業担当課